

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第1条の2の規定に基づき
文部科学大臣が定める件について

令和7年3月31日
文部科学大臣決定

大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「支援法施行規則」という。）第1条の2の規定に基づき文部科学省令で定めるもの（以下「準ずる者」という。）については、この決定の定めるところによる。

準ずる者は次のいずれにも該当するものとする。

- 1 支援法施行規則第1条の2に規定する扶養親族に該当しない者であること。
- 2 次のいずれかに該当する者であること。
 - (1) 支援法施行規則第10条第4項に規定する生計維持者（以下単に「生計維持者」という。）の実子（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第2項に規定する授業料等減免実施年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割の賦課期日（以下「基準日」という。）から当該基準日の属する年の8月31日（授業料等減免（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項に規定する授業料等減免をいう。）が行われる月が4月から9月までの月であるときは、基準日が属する年の翌年の3月31日。）までの間（以下「追加判定期間」という。）に出生したものに限る。）
 - (2) 生計維持者の養子（追加判定期間に成立した民法第817条の2の規定する特別養子縁組によるものに限る。）
 - (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託された児童（追加判定期間に委託されたものに限る。）
 - (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、追加判定期間において生計維持者と生計を一にしていると認められる者（当該生計維持者の親族（生計維持者の配偶者並びに生計維持者のいずれかの尊属及び扶養する生計維持者の年長者（生計維持者のいずれかの子を除く。）を除く。）に限る。）

附 則

この決定の規定は、大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律17号）の施行の日から適用する。